

登録民間支援機関の皆様  
マッチングコーディネーターの皆様

2025年2月  
中小企業庁財務課

今後のセンターにおける登録民間支援機関・マッチングコーディネーターとの連携について

平素より中小企業への支援にご協力をいただき、御礼申し上げます。この度、中小企業が安心してM&Aに取り組める体制を一層強化するため、下記の対応をお願いいたしたく、ご連絡させていただきます。

## 記

M&Aは後継者不在の中小企業の皆様が事業を引き継ぐためにとりうる重要な手段であり、中小企業の皆様が安心してM&Aに取り組むことができる環境を整備していく必要がございます。

このような中で生じた不適切な譲り受け側によるトラブル等は、M&Aそのものへの信頼性を揺るがしうる極めて重大な事案であり、適切な対策が図られることで解消されることが強く求められています。

このため、中小企業庁としては、「中小M&Aガイドライン」の改訂や「M&A支援機関登録制度」の運用により、仲介事業者、ファイナンシャル・アドバイザー（FA）、金融機関等のM&A支援機関において適切な対策が図られることを促してきたところですが、更に規律の浸透を図る必要があると考えております。なお、金融機関の皆様におかれましては、金融庁からも「中小M&Aガイドライン」に基づく対応が要請（※1）されていることから、更なる規律の浸透が期待されているところです。

このような問題意識から、事業承継・引継ぎ支援センター（以下、「センター」という。）に相談のあった案件の橋渡し先である、登録民間支援機関・マッチングコーディネーター（MC）の登録基準について改訂させていただきます（2025年4月1日より適用）。

種々の改訂を実施しておりますが、特に「中小M&Aガイドライン」の遵守宣言等を登録要件とする「M&A支援機関登録制度（<https://ma-shienkikan.go.jp/>）」への事前の登録が必要となります。

以上を踏まえまして、以下のご対応をお願い申し上げます。

### （1）「M&A支援機関登録制度」へ登録済みの場合

- 新規約を踏まえまして、2025年4月1日以降もセンターとの連携を希望される場合は、2025年3月14日（金曜）までにセンターあてにご連絡いただき、2025年3月末までに新登録申請書をご提出ください。また、センターとの連携を希望しない場合についてもその旨をご連絡ください（仮にご連絡がない場合は、センターとの連携を希望されないと判断いたします）。なお、セ

ンターとの連携を希望しない場合については、2025年3月末以降、センターとの連携及びNNDBの閲覧権限を終了します。

## (2) 「M&A支援機関登録制度」へ未登録の場合

- 新規約を踏まえまして、2025年4月1日以降もセンターとの連携を希望する場合には、2025年3月14日（金）までにセンターあてにご連絡いただき、2025年3月末までに新登録申請書をご提出ください。また、センターとの連携を希望しない場合についてもその旨をご連絡ください（仮にご連絡がない場合は、センターとの連携を希望されないと判断いたします）。なお、センターとの連携を希望しない場合については、2025年3月末以降、センターとの連携及びNNDBの閲覧権限を終了します。
- センターとの連携の継続を希望される場合は、「M&A支援機関登録制度」に2025年9月末までに登録申請をお願いいたします（ただし、新規約に記載のとおり登録のタイミングにかかわらず、2025年4月より「中小M&Aガイドライン」の遵守が必要です。）。なお、2025年9月末までは、センターとの連携及びNNDBの閲覧を可としますが、2025年9月末までに上記登録制度への申請がない又は当該申請を経て登録が認められないと判断される場合には、これらを停止します。なお、登録の申請は、今年度（2024年度）については、2025年2月14日（金曜）まで（※2）、来年度については2025年6月頃から順次公募する予定です。

（※1）金融庁から金融機関への事業承継・M&A支援に関する要請について

（※2）今年度登録する場合には、来年度更新が必要となります。

以上